特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	個人住民税の課税に関する事務　基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
秦野市は、個人住民税の課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益の保護に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減するための適切なセキュリティ対策を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を図っていくことを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
神奈川県秦野市長

公表日
令和7年1月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の課税に関する事務
②事務の概要	・地方税法に基づき、住民から提出及び国税庁から送付された申告書、企業や年金保険者から提出及び他自治体から回送された報告書、その他資料を基に、住民税の計算を行い、個人住民税を賦課する。また、各機関からの所得情報及び課税情報等の照会に対し、回答を行う。なお、具体的な事務内容は次のとおり ①　申告書（確定申告書及び市民税・県民税申告書）、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の所得情報の収集を行う。 ②　所得情報（紙媒体）を委託業務によりデータ化する。 ③　全ての所得情報等を、個人住民税賦課システムへ投入する。 ④　所得情報と賦課期日現在の住民記録から、賦課対象者を抽出。賦課対象外とされたものについては、賦課権を所有する市町村へ所得情報を回送する。 ⑤　賦課に必要な情報（生活保護情報や障害情報）を取得し、データに情報を付設する。 ⑥　同一者に複数の所得情報がある場合は、合算・修正を行う。 ⑦　最終的に作成された所得情報を基に、課税計算を行う。 ⑧　課税計算された結果を基に、賦課決定を行い、決定通知書を送付する。 ⑨　年金保険者と年金特別徴収データの送受信を行う。 ⑩　未申告者に対し、申告書の送付を行う。 ⑪　秦野市市税条例第20条及び秦野市市税条例施行規則に基づく減免の手続き及び決定を行う。 ⑫　各機関からの所得情報及び課税情報等の照会に対し、回答を行う。
③システムの名称	1. 個人住民税課税システム 2. eLTAXシステム 3. 国税連携システム 4. 中間サーバ 5. 団体内統合利用番号連携システム 6・イメージ管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
住民税基本台帳（賦課、被扶養者含む）ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項　別表の48項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会根拠法令】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　第37項 【情報提供根拠法令】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第3欄に「市町村長」の記載がある中で、第4欄に「地方税関係情報」の記載があるもの。 （1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 25, 37, 39, 42, 53, 57, 59、63, 65, 66, 69, 73, 75, 76、81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	秦野市総務部文書法制課　〒257-8501　神奈川県秦野市桜町１丁目３番２号　電話 0463(82)5119
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	秦野市総務部市民税課　〒257-8501　神奈川県秦野市桜町１丁目３番２号　電話 0463(82)5130
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、個人住民税の課税に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・住基ネット照会により取得した個人番号及び本人情報の基幹系システムへの入力 ・特定個人情報及び本人情報が記載された申請書、課税資料等の保管及び廃棄

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［ ○ ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月25日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	山田　まゆみ	加藤　正芳	事後	人事異動によるもの。
平成30年5月18日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二　1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，23，26，27，28，29，31，34，35，37，39，40，42，48，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，117及び120の項	番号法第19条第7号　別表第二　1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，23，26，27，28，29，31，34，35，37，38，39，40，42，48，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，85の2，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116及び119の項	事後	同法の対象箇所に改正が生じたため。
令和1年5月17日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　①部署	財務部市民税課	総務部市民税課	事後	組織改正のため。
令和1年5月17日	Ⅰ関連情報　7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	秦野市政策部文書法制課	秦野市総務部文書法制課　〒257-8501　神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号　電話 0463(82)5119	事後	組織改正のため。
令和1年5月17日	Ⅰ関連情報　8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	財務部市民税課	総務部市民税課	事後	組織改正のため。
令和1年12月27日	Ⅰ関連情報　2. 特定個人情報ファイル名	個人住民税課税ファイル	住民税基本台帳（賦課、被扶養者含む）ファイル	事前	基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当しないが、任意で提出時期
令和1年12月27日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	加藤　正芳	市民税課長	事後	簡易な変更のため
令和3年12月24日	Ⅰ関連情報　3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律台27号）第9条第1項　別表第1の16項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項　別表第1の24項	事後	簡易な変更のため
令和3年12月24日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二　1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，23，26，27，28，29，31，34，35，37，38，39，40，42，48，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，85の2，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116及び119の項	【情報照会根拠法令】 番号法第19条第8号　別表第二　第37項 【情報提供根拠法令】 番号法第19条第8号　別表第二の第3欄に「市町村長」の記載がある中で、第4欄に「地方税関係情報」の記載があるもの。 1，2，3，4，6，8，10，12，17，24，31，33，36，37，38，39，40，41，46，47，48，50，52，53，55，61，66，67，72，73，74，76，77，78，79，80，81，82，87，88，94，100，104，110，112，116，117，119，125，129，130，132，135，136，137，142，143，144，146，147及び150の項	事後	簡易な変更のため
令和3年12月24日	Ⅰ関連情報　8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ　連絡先	総務部市民税課	秦野市総務部市民税課　〒257-8501　神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号　電話 0463(82)5130	事後	簡易な変更のため
令和3年12月24日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和元年12月27日　時点	令和3年11月26日　時点	事後	簡易な変更のため
令和3年12月24日	Ⅳ リスク対策　8.監査　実施の有無	自己点検	自己点検、内部監査	事後	簡易な変更のため
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会根拠法令】 番号法第19条第8号　別表第二　第37項 【情報提供根拠法令】 番号法第19条第8号　別表第二の第3欄に「市町村長」の記載がある中で、第4欄に「地方税関係情報」の記載があるもの。 1，2，3，4，6，8，10，12，17，24，31，33，36，37，38，39，40，41，46，47，48，50，52，53，55，61，66，67，72，73，74，76，77，78，79，80，81，82，87，88，94，100，104，110，112，116，117，119，125，129，130，132，135，136，137，142，143，144，146，147及び150の項	【情報照会根拠法令】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　第37項 【情報提供根拠法令】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第3欄に「市町村長」の記載がある中で、第4欄に「地方税関係情報」の記載があるもの。 （1，2，3，4，5，7，11，13，15，20，25，37，39，42，53，57，59、63，65，66，69，73，75，76、81，83，84，86，87，88，89，90，91，92，96，98，106，108，115，124，125，129，130，132，137，138，140，141，142，147，151，152，155，156，158，160，161，163，164，165，166，167，168，169，170，171，		
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策　11. 最も優先度が高いと考えられる対策	–	全項目評価又は重点項目評価を実施する		
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年11月26日　時点	令和6年12月13日　時点	事後	簡易な変更のため
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策　8. 人手を介入させる作業　人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	–	十分である		
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策　8. 人手を介入させる作業　判断の根拠	–	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、個人住民税の課税に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・住基ネット照会により取得した個人番号及び本人情報の基幹系システムへの入力 ・特定個人情報及び本人情報が記載された申請書、課税資料等の保管及び廃棄		